

令和4年11月8日
学校健康推進課

損害賠償請求控訴事件の判決について

- 1 事件名 損害賠償請求控訴事件
- 2 当事者 控訴人 (原審原告) 甲及び甲親権者父・母
被控訴人 世田谷区

3 内容

当時小学校6年生の原告甲は、平成28年8月3日に区立小学校の日光林間学園に参加した際に、宿泊したホテルの浴室（以下「本件浴室」という。）において、他の児童が開けた扉（以下「本件扉」という。）により左アキレス腱付着部周囲を切創する傷害を負った（後にアキレス腱断裂と診断された。以下「本件事故」という。）

原告は、本件事故は、学校教育活動の一環として行われたにもかかわらず、林間学園に参加した教諭らは、児童だけで浴室に入室させるなど、児童の生命身体への安全配慮義務を怠り、また、本件事故の原因の究明を強く求めていたにもかかわらず、これを怠り、原告甲に怪我を負わせた行為者を特定するに至らなかったとして国家賠償法第1条第1項に基づく損害賠償責任があるとし、損害賠償金4,120万7,800円を原告に対し支払うよう求める訴えを令和2年6月11日に東京地方裁判所に提起した。被告を世田谷区とした裁判の審理が行われ、令和4年3月28日、東京地方裁判所にて、原告らの請求を棄却する旨の判決言渡しがあった。

その後、控訴人ら（原審原告ら）から、原審の事故発生状況の事実認定に誤りがあることなどを理由として令和4年4月8日に東京高等裁判所に控訴状が提出された。

被控訴人を世田谷区とした裁判の審理が行われ、裁判所からの提案に基づき控訴人らとの和解協議を重ねたが、控訴人らは和解ではなく判決を希望したことから、令和4年10月27日に東京高等裁判所より判決言渡しがあったので報告する。

4 判決内容（要旨）

（1）主文

- ①本件控訴をいずれも棄却する。
- ②控訴費用は、控訴人らの負担とする。

（2）理由

- ①校外で行われる林間学校であってもそれが学校の教育活動の一環として行われるものである以上、その実施について、学校側に事故の発生を未然に防止すべき一般的な注意義務のあることを否定することはできないが、何らかの事故の発生する危険性を具体的に予見することが可能であるような特段の事情がない限り、引率の教諭としては個々の活動に常時立ち合い、監視指導すべき義務までを迫るものではない。

- ②毎年160校前後の学校が利用している本件ホテル（昭和60年5月開業）において、本件事故以前に本件ドアでけがをした宿泊客はいないこと、また本件ドアがその構造から特段の危険があったとはいえず、本件ホテルにおける入浴は日常生活と特に異なる危険を内在するものではない。また、本件事故以前に同様の事故が発生したことがないことに照らし、最上級生である第6学年の児童に指導的な役割を与えて集団行動を実施させることは不合理とはいえない。さらに、本件ドアの扉には曇りガラスがはめ込まれており、その反対側に人がいる場合にはよく見えるようになっていたのであるから、反対側に人がいるか否かを確認しつつ本件ドアを押し開けることを期待し得る構造であった。
- ③上記の各事情に照らせば、本件事故時に児童の指導を行っていた教諭において、本件事故の発生する危険性を具体的に予見することが可能であったという特段の事情を認めることはできず、教諭において、本件ドアを開いた状態にして本件浴室への入浴許可を出す、本件浴室の入り口部分に立って本件浴室に入る児童の行動に注意を払う、入浴許可を出した班の児童全員を同時に本件浴室に入室させるなどの措置を執る義務までを負うものではない。

5 今後の対応
区としては、判決を受け入れる。